

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年2月までの期間及び48年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年2月まで
② 昭和48年12月から49年3月まで

私は、昭和41年3月に会社を退職後、翌年の春まで病気のため入院及び自宅療養をしていたが、申立期間①の国民年金保険料は、A市のB連絡所で印紙検認方式により納付していた。

昭和47年3月から勤務していた会社は、冬期間仕事無く、季節雇用の形態であったので、退職期間のうち、申立期間②の国民年金保険料も納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者加入状況調査等により、昭和42年3月ごろ払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張するB連絡所は、C出張所として昭和47年3月末日まで存在しており、当該出張所は、申立期間①当時、保険料の収納業務を行っていたことも確認できる上、申立人は、印紙検認方式で当該期間の保険料を納付していたと述べていることから、申立期間①の保険料納付に係る申立内容は具体的であり、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和48年11月まで勤務していた会社で、社会保険に係る業務に携わっていたと述べていることから、退職後、申立期間②を含む期間において、厚生年金から国民年金への切替手続を適切に行ったものと推認され、その時点では、当該期間は現年度納付が可能であり、申立人が納付したと主張

する金額は、申立期間②の国民年金保険料額とおおむね一致する。

加えて、申立期間②直後の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることから、申立期間②のみ、保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

私は、申立期間当時は母親や姉たちと同居し、家業のA業の手伝いをして
いた。

私の国民年金の加入手続と申立期間の保険料の納付は、母親が行ってくれ
ていたと母親自身から聞いており、姉の保険料も母親が納めていた。

姉は20歳から納付済期間となっているのに、私だけ申立期間の国民年金
保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）
に記載された日付により昭和40年10月に払い出されたものと認められ、その
時点で、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可
能である。

また、申立人を含め、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が大量に他の被
保険者の同手帳記号番号と重複して払い出され、その後に訂正されたものと確
認できることから、行政の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかが
える。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち、申立人と
同じB町に居住し、同手帳記号番号が払い出された時点で被保険者資格を過年
度まで遡^{さかのぼ}って取得している者の国民年金保険料の納付状況を確認したとこ
ろ、払出時点で現年度納付となる昭和40年4月から41年3月までの保険料は
全員が納付済期間となっているのにもかかわらず、申立人のみが未納とされて
いるのは不自然である。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納税組合を通じて納付していたと申立人が述べているが、納税組合では過年度の保険料の収納を行っていなかったことが確認できることから、申立期間のうち、過年度保険料に該当する昭和40年2月及び同年3月の保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立人の母親が昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から53年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金については、昭和45年9月ごろ、私自身がA市B区役所の窓口に行き、国民健康保険と一緒に加入手続を行った。

昭和39年10月から45年8月までの国民年金保険料については、記憶は定かでないが、53年ごろに母の年金の関係でB区役所に電話した際に、私の年金のことを聞いたところ、払っていない部分についても全部納付することができるというので、B区役所の窓口で手続して、その期間の国民年金保険料を一括で納付したと記憶しているが、特例納付できるということ聞いた記憶が無く、一括納付した金額も憶えていない。また、45年9月から53年3月までの国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に4期ごとに金融機関の窓口で納付したと記憶している。

昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、C銀行B支店（現在は、D銀行B支店）の窓口でまとめて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に係る保険料をすべて納付しており、かつ、60歳から65歳まで国民年金に任意加入し、定額保険料に加え付加保険料も納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、当該期間の前後の国民年金保険料が、いずれも現年度納付

されていることが確認できることから、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、「昭和45年9月ごろ、私自身がA市B区役所の窓口に行き、加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期については、国民年金手帳記号番号払出簿及び周辺被保険者の状況調査により、昭和54年10月ごろと確認できることから、申立人の述べている内容と一致しない上、当該期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間①のうち、i) 昭和39年10月から45年8月までの国民年金保険料について、申立人は、「昭和53年ごろ、B区役所の窓口で手続して、一括して納付した。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付の期間（昭和53年7月から55年6月まで）であり、当該期間の保険料を納付することができた期間であるが、このことについて、申立人は、「B区役所の窓口で、特例納付できると言うことを聞いた記憶が無く、一括納付した金額も覚えていない。」と述べていること、ii) 45年9月から53年3月までの保険料について、申立人は、「国民健康保険料と一緒に、4期ごとに金融機関の窓口で納付した。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の保険料の大半は、時効により納付することができない期間であることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から7年3月まで
② 平成8年4月から同年6月まで

20歳になった平成5年*月から10年3月までの期間について、当時学生であった私は、親からの教示を受けたことなどをきっかけに、居住していたA市の市役所において、国民年金の免除申請手続きを行っていた。

免除申請手続きの際に、同市役所の担当者から、国民年金保険料に未納があることを聞き、その担当者と数回にわたるやりとりで、修正や追加の書類を提出し、未納期間もすべて免除期間になったと認識していた。

申立期間について、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後のオンライン記録から平成7年5月ごろにA市において払い出されたものと推定されることから、申立人は、このころに国民年金加入手続きを行ったものと推認でき、申立期間①に係る別の国民年金手帳記号番号は存在しないことから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、免除申請手続きを行うことはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続きを行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに当該期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、オンライン記録における当該期間の免除申請年月日は平成8年8月30日とされているが、申立人は「免除申請手続きの際、A

市役所の窓口担当者から国民年金保険料に未納があることを聞き、その担当者と数回にわたるやりとりで修正や追加の書類を提出し、未納期間もすべて免除期間になったと認識していた。」としているところ、申立人が当時居住していたA市では、「国民年金保険料の免除は、免除申請を行った月の前月から認められるのが原則であるが、時期は定かではないが、前月より以前のその年度の範囲内まで遡^{さかのぼ}って認められたこともあった。」としている上、当該期間の前後の期間は年度単位で免除期間とされていることから、当該期間のみ免除申請せずに未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

昭和42年9月、私の夫が自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に私の国民年金への加入手続をA市役所で行ってくれ、保険料もすべて夫が自分の保険料と一緒に納付してくれていた。加入当初は収入が不安定で、納付期限を過ぎてから納付したこともあったが、46年ごろから収入も安定し始め、私が60歳になるまで継続して保険料を納付してくれており未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料をすべて納付してきたとされる申立人の夫は、国民年金加入当初は収入が不安定で納付期限までに納付できないこともあったが、申立期間である昭和46年ごろから収入も安定し60歳まで継続して保険料を納付してきたと述べているところ、特殊台帳(マイクロフィルム)により、加入当初の42年9月から44年3月までの保険料を45年2月20日に一括納付していることが確認できるほか、特殊台帳の記載から、申立期間を除く46年度以降の保険料を現年度納付していることが確認できることから、その夫の証言には^{しんぴょうせい}信憑性があり、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情も見られない。

さらに、特殊台帳により、申立人と申立人の夫の国民年金保険料の納付状況が全く同様であることが確認できるところ、昭和44年10月から45年3月までの申立人夫婦の国民年金保険料について、特殊台帳では共に過年度納付して

いることが記録されているが、A市の国民年金被保険者過年度納付記録簿では、申立人の保険料が納付済みとされている一方で、その夫の当該保険料が未納とされ、後に納付記録が訂正されているなど行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、昭和42年9月、それまで勤務していた会社を退職したことに伴い、自分の厚生年金保険から国民年金への切替手続と妻の国民年金への加入手続を行った。加入当初は収入が不安定で納付期限までに納付できないこともあったが、46年ごろから収入も安定し始め、60歳まで継続して国民年金保険料を納付した。

その後、ねんきん特別便で15か月が未納期間とされていることを知り、国民年金保険料納付記録の照会申出書を社会保険事務所(当時)に提出したところ、当初6か月が未納とされていた昭和44年4月から45年3月までの保険料について、全期間納付されていたことが判明し、記録を訂正した旨の回答があった。

申立期間については、社会保険事務所で確認した特殊台帳の写しの月別納付記録欄に、「納」の表示が無いため納付が認められないと同事務所で言われたが、同欄に「納」表示が無いにもかかわらず納付済みになっている期間があるなど、記録そのものが信用できず、申立期間の9か月のみが未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金への加入当初は収入が不安定で本来の納付期限までに保険料を納付できないこともあったが、申立期間である昭和46年ごろから収入も安定し60歳まで継続して納付してきたと述べているところ、加入当

初の42年9月から44年9月までの保険料を、45年2月20日にA銀行B支店で一括納付していることが、申立人が保管していた領収書から確認できるほか、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間を除く昭和46年度以降の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の証言には信憑性^{しんぴようせい}があり、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情も見られない。

さらに、特殊台帳により、申立人と申立人の妻の国民年金保険料の納付状況が全く同様であることが確認できるところ、昭和44年10月から45年3月までの申立人夫婦の保険料について、特殊台帳では共に過年度納付していることが記録されているが、A市の国民年金被保険者過年度納付記録簿では、その妻の保険料が納付済みとされている一方で、申立人の当該保険料が未納とされ、後に納付記録が訂正されているなど行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和62年4月から同年6月まで

私は、昭和36年4月にA町で国民年金に加入し、39年5月の婚姻後は任意加入して国民年金保険料を継続して納付してきた。

国民年金保険料の納付が遅れて未納になったことや後からさかのぼって納付したこともあったが、申立期間については、銀行で保険料を納付した記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①当時、申立人が居住していたB市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①の直前の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料を46年11月8日に過年度納付したことが確認できる上、申立人は当該期間直後の47年4月から6月までの保険料を同年6月に現年度納付している領収証を所持していることからみて、申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は申立人の夫の国民年金保険料も申立人自身が一緒に納付していたとしており、その当時、申立人の生活状況に大きな変化は見られず、当該期間の保険料納付が困難な状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の夫の保険料が納付済みで、申立

人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から同年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたと父から聞いていた。父はA業者で、国民年金保険料は納付しなければならないものと考えていた人であり、私の保険料を未納にしておくはずがない。

また、私がB町（現在は、C町）役場から入手した国民年金被保険者名簿では、申立期間はすべて納付済みとなっていることから、父から聞いた話に間違いは無いと思っているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年*月から平成17年1月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父（昭和63年死亡）及び母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の両親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）によると、昭和49年度までの納付記録が管理されている台帳では、申立期間を除く昭和40年2月から44年3月までの各月欄に「46.4.8」の日付印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料が第1回特例納付期間中の46年4月8日に納付されていることが確認できるが、同台帳の「備考」欄には、「40年2月から43年3月まで（附13条）46.4.8」の記載があり、台帳上の納付記録が一致していないこと、加えて、50年度以降の納付記録も管理されている台帳では、申立期間を含めて

40年度から45年度までの保険料が納付済みとなっているとともに、B町の国民年金被保険者名簿においても、申立人の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料納付に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和50年10月1日にB事業所に入所した後、54年4月1日に同じ事業主が経営するA社に配属され、55年7月31日まで継続して勤務した。

しかし、A社に勤務した期間のうち、申立期間について年金記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた6人は、オンライン記録によると、申立人と同様、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、当該6人に対し照会したところ、回答があった5人全員が、「昭和54年4月1日付けで、申立人を含めB事業所で勤務していた女性7人全員が同事業主の経営するA社に異動した。異動後の業務内容や給与額及び社会保険の取扱いも変わらなかった。」と供述しており、これは申立人の供述と符合している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成3年9月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「当時の関係書類を廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況につい

ては分からない。」と供述しているが、前述の同僚の一人（昭和 54 年 6 月 23 日厚生年金保険被保険者資格取得、59 年 8 月 1 日同資格喪失）から提出された当該事業所に係る昭和 54 年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月の給与明細書により、当該同僚は申立期間において、B 事業所の同年 3 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書における厚生年金保険料控除額、申立人並びに同僚の B 事業所及び当該事業所に係るオンライン記録の標準報酬月額の推移から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 54 年 6 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は無いが、閉鎖登記簿謄本によれば、申立期間当時から法人事業所であることが確認でき、また、雇用保険の被保険者記録等から常時 5 人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が保存されておらず不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしておりながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成13年9月から同年11月までは18万円、同年12月及び14年1月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から14年1月まで

平成13年6月から14年2月20日までの期間、A社が経営するB事業所に勤務し、13年9月から厚生年金保険に加入していたが、ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額が実際に受け取っていた給与月額と相違しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち平成13年11月から14年1月までについては、申立人から提出された給与支払明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支払額に見合う標準報酬月額は、13年11月は18万円、同年12月及び14年1月は20万円であることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額は13年11月は18万円、同年12月及び14年1月は20万円に訂正することが妥当である。

また、申立人は平成13年9月及び同年10月の給与支払明細書を保管してい

ないものの、i) オンライン記録により、申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者は、事業主及び申立人の二人であることから、平成11年度から13年度までの期間において当該事業所の被保険者として確認できる7人(事業主及び申立人を除く。)の標準報酬月額を確認したところ15万円から38万円であり、申立人の標準報酬月額が著しく低額であること、ii) オンライン記録により、当該事業所において16年10月から17年2月まで標準報酬月額9万8,000円の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者から、自身の17年2月分の給与支払明細書の写しが提出されたところ、記載されている給与支払額に見合う標準報酬月額は20万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は19万円であり、申立人と同様にオンライン記録と一致していないこと、iii) 当該事業所に申立人と一緒にアルバイトとして勤務していた者は、「申立人は、在籍中は業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述していること、iv) 申立人は入社当初の基本給が18万円であり、基本給が変更になったのは一度だけであったと記憶していることから判断すると、申立期間のうち13年9月及び同年10月の申立人の標準報酬月額については18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成13年当時は業績が悪く、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する際に標準報酬月額を低く届け出た。」と回答していることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録のうち、平成10年8月から同年12月までは28万円、13年10月から14年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは30万円、15年1月から16年12月までは34万円、17年1月から同年9月までは28万円、同年10月から18年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは34万円、19年1月から同年3月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月31日は5万5,000円、同年12月30日は21万8,000円、16年7月30日は11万円、同年12月30日は9万1,000円、17年7月29日は3万4,000円、同年12月30日は7万3,000円、18年7月31日は6万円、同年12月29日は31万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から19年3月まで

A社に勤務していた申立期間について、実際の給与額に見合った厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準報酬月額が実際の給与額より相当低く記録されている。また、平成15年7月から18年12月までの毎年7月と12月に支払われていた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与の記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、i) 平成10年8月から同年12月までの期間については、申立人から提出された平成10年度の確定申告書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、10年8月から同年12月までは28万円、ii) 13年10月から14年9月までの期間については、申立人から提出された14年1月、同年3月、同年6月、同年7月、及び同年9月の給与明細書の写しで確認できる報酬月額、13年度及び14年度の確定申告書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、13年10月から14年9月までは22万円、iii) 14年10月から同年12月までの期間については、申立人から提出された14年度の確定申告書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、14年10月から同年12月までは30万円、iv) 15年1月から16年12月までの期間については、申立人から提出された15年度及び16年度の確定申告書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる報酬月額から、15年1月から16年12月までは34万円、v) 17年1月から同年9月までの期間については、申立人から提出された同年1月及び同年3月から同年9月までの期間の給与明細書の写し、17年度の確定申告書の写し並びに申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、17年1月から同年9月までは28万円、vi) 17年10月から18年9月までの期間については、申立人から提出された17年10月から18年9月までの給与明細書の写しで確認できる保険料控除額から、17年10月から18年9月までは36万円、vii) 18年10月から同年12月までの期間については、申立人から提出された18年10月から同年12月までの給与明細書の写しで確認できる保険料控除額から、18年10月から同年12月までは34万円、viii) 19年1月から同年3月までの期間については、申立人から提出された19年1月から同年3月までの給与明細書の写しで確認できる保険料控除額から、19年1月から同年3月までは38万円とすることが妥当である。

また、標準賞与額が厚生年金保険の年金額計算の基礎とされることとなった平成15年度以降の賞与については、申立人から提出された17年度の夏期賞与明細書の写し、冬期賞与明細書の写し、18年度の夏期賞与明細書の写し及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより、当該事業所は申

立人に各年度2回の賞与を支給していたことが確認できることから、申立期間のうち、i) 15年度及び16年度については、申立人から提出された15年度確定申告書の写し及び預金通帳の写しにより推認できる賞与支給額並びに保険料控除額から平成15年7月31日は5万5,000円、同年12月30日は21万8,000円、16年7月30日は11万円、同年12月30日は9万1,000円、ii) 17年度から18年度夏期賞与までについては、申立人から提出された17年度の夏期賞与明細書の写し、冬期賞与明細書の写し及び18年度の夏期賞与明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、17年7月29日は3万4,000円、同年12月30日は7万3,000円、18年7月31日は6万円、iii) 18年度の冬期賞与については、申立人から提出された平成18年度の確定申告書及び預金通帳の写しにより推認できる賞与支給額並びに保険料控除額から18年12月29日は31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所(当時)の記録に基づいた額で納付したとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成11年1月から13年9月までの期間については、記録されている標準報酬月額が、申立人から提出された平成11年7月の給与明細書の写し、平成12年度及び13年度の確定申告書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額となっていることから判断して、これらの期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

北海道厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和39年9月1日から同年12月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を39年9月1日、同被保険者資格喪失日に係る記録を同年12月20日とし、当該期間の標準報酬月額を、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和40年4月ごろから同年12月ごろまで
③ 昭和41年4月

各申立期間について、A社にB職として勤務しており、冬期間は失業保険を受けていた。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた時の社内の出来事を詳細に記憶しており、当該事業所に申立人を紹介したとする者は、「時期は覚えていないが、申立人がC社を退職した後に紹介した。申立人はB職として勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人のC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和39年2月14日であることが確認できること等から判断すると、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所は、申立期間①より前の昭和37年6月1日から38年12月29日までの期間、厚生年金保険の適用事業所に該

当していたことが確認できるところ、i) 新規適用時（昭和 37 年 6 月 1 日）に、同保険の被保険者資格を取得した者は 10 人確認でき、このうち所在が確認できた二人に照会したところ、事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険の適用事業所になった時、従業員は 10 人ぐらいであったが、全員が厚生年金保険に加入した。」と述べており、他の一人は、「D職をしていたが、厚生年金保険に加入した。」と述べていること、ii) 38 年 4 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間において、同保険の被保険者資格を取得した者は 12 人確認でき、このうち所在が確認できた 3 人（申立人が名前を挙げた同僚）に照会したところ、E職をしていたとする二人は、「従業員は、全員で 10 人ぐらいであった。」と述べていることから判断すると、これらの者が記憶する当該事業所の従業員数と同保険の被保険者数はおおむね一致していることが確認でき、当時、事業主は、従業員全員を同保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和 39 年 9 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しており、新規適用時に同保険の被保険者資格を取得した者は 17 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）確認できるところ、前述の E 職をしていたとする者は、このうちの 16 人について記憶している上、「前年も勤務していた者は 6、7 人ほどであったが、その年のみ勤務した者が 10 人ほどいた。」と述べており、前述の申立期間①以前に当該事業所が同保険の適用事業所であった期間における従業員の資格取得状況と併せて判断すると、事業主は、当該期間においても従業員全員を同保険に加入させていたものと考えられることから、申立人が 39 年 9 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していないことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和 39 年 9 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の厚生年金保険被保険者に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 39 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 39 年

9月から同年11月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和49年12月3日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち1人は、申立人を記憶しておらず、他の二人も、「申立人の勤務期間については分からない。」と述べており、健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる他の者は死亡、又は所在不明であることから、申立期間②及び③における申立人の勤務状況についての供述を得ることができない上、これらの者の年金記録を確認したところ、申立期間②及び③においては、同保険の被保険者であった記録は確認できないか、あるいは、他の事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間については、他の事業所において被保険者であった記録が確認できる。

その上、申立人が申立期間②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和56年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月30日から56年1月1日まで

昭和51年4月1日から55年12月31日までA社に勤務していた。55年12月分の給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において昭和54年9月1日に被保険者資格を取得し、55年12月31日に離職していることが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「当社に保管されていた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、先代のころなのでよく分からないが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和55年12月30日で届け出ている。当社は、年末まで営業しているので、申立人は、51年4月1日から55年12月31日まで正社員として勤務していたと思われる。また、厚生年金保険料は当月控除であったので、12月分の給与から厚生年金保険料を控除した上、給与を支給していたと思われる。」と述べていることから判断すると、申立人は、昭和51年4月1日から55年12月31日まで、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

さらに、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認

通知書によると、事業主が申立人に係る資格喪失年月日（退職等の翌日）を昭和 55 年 12 月 30 日と届け出ていることが確認でき、同年 12 月 31 日まで勤務していた申立人に係る資格喪失年月日（退職等の翌日）について、本来「昭和 56 年 1 月 1 日」と記入すべきところを、「昭和 55 年 12 月 30 日」と記入して届け出ていることが確認できる。

加えて、申立人が一緒に勤務していたと述べている同僚 3 人、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録から、申立期間よりも以前の月初又は末日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる 5 人のうち、所在を特定することができた 4 人に照会し、回答を得られた 3 人のうち 1 人は、末日（31 日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、「実際の勤務期間も当該資格喪失月の末日であった。」と述べていることから判断すると、当該事業所では、申立人以外の末日退職者の厚生年金保険被保険者資格喪失日についても、本来、当該退職月の翌月の 1 日とすべきところを、当該退職月の末日として届け出ていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 55 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が申立人に係る資格喪失年月日を昭和 55 年 12 月 30 日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和33年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月26日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間における年金記録の欠落は、転勤に伴う事務処理の間違いにより生じたものであるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した辞令簿の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務(A社B支店から同社C出張所に異動)していたことが認められる。

また、申立人が申立期間に勤務していたA社C出張所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所に該当していないが、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間において、同社本店の厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できることから判断すると、申立人は、同社本店の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の辞令簿によると、申立人は昭和33年6月1日付けでA社B支店から同社C出張所に異動した記録となっているが、オンライン記録によると、申立人の同社B支店における資格喪失日は同年6月26日であることが確認でき、申立人も同日に転勤したと述べていることから、申立人の同社本店における資格取得日は、同年6月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和

33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年10月6日まで

昭和27年4月1日からA社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は同年10月6日からの加入となっている。

同期入社で同じ厚生年金保険の加入記録であった者が、年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正が認められたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管するA社B営業所における課長以上経験者名簿、A社が保管している採用年月日が確認できる労働者名簿及び当該事業所において申立人と同期入社であった者が保管する申立期間当時の給与明細書により、申立人は、当該事業所に昭和27年4月1日に採用され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和60年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月21日から同年2月1日まで

昭和60年1月21日からA社に正社員として勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年2月1日になっている。

在籍証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社員台帳の記録により、申立人は、昭和60年1月21日に同社に正社員として入社し、申立期間は継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「社員台帳の記録により、申立人は昭和60年1月21日から正社員として勤務していることが確認できる。申立期間当時における給与の支給形態は、毎月20日締め翌月25日払いであった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者10人に照会したところ、昭和59年11月21日と60年3月22日にそれぞれ当該事業所に正社員として入社したとする二人から回答を得ることができ、当該同僚二人は共に、「当該事業所に試用期間等はなく、入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与から同保険料が控除されていた。」と述べている上、当該事業所の健康保険厚

生年金保険被保険者原票の記録によると、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は自身が記憶している入社日と一致していることから、申立期間当時に当該事業所では、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和37年8月1日から39年10月1日までの期間に厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料（第3種）を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月20日から39年10月1日まで

昭和34年10月から42年12月までA社B事業所にC作業員として継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険第1種被保険者期間とされている。

D業年金基金の資料では、申立期間もC作業員期間に通算されているため、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人とほぼ同年齢の昭和16年から20年生まれの者で、かつ、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格種別が第1種から第3種に変更されたことが確認できる者22人のうち、生存及び所在が確認された17人に照会したところ、回答があった11人のうち9人が、いずれも「A社B事業所では、18歳となった後にC作業員となることができた。それ以外にC作業員となるための条件は無かった。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該22人が18歳に達してから第3種被保険者となるまでの期間は、1か月から

18 か月であったことが確認できる一方で、申立人が第3種被保険者となったのは、18歳に達した36年*月から35か月後の39年*月*日であり、申立人だけが、18歳に達した後、長期間にわたりC作業員とならなかったとするのは不自然である。

また、前述の厚生年金保険被保険者種別が変更された者22人について、種別変更の前後における標準報酬等級を比較すると、第3種被保険者となった前後の時点でおおむね4等級から10等級上昇したことが確認できるところ、申立人の標準報酬等級は、申立期間中の昭和37年8月1日に5等級から9等級に4等級上昇したことが確認できる一方で、当該被保険者22人のうち、申立人と同様に申立期間中に標準報酬等級が5等級から9等級に4等級上昇したことが確認できる者3人は、いずれも、9等級となった前後に第3種被保険者となったことが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間のうち37年8月1日から39年10月1日までの期間において当該事業所で第3種被保険者として取り扱われるべきC作業員として勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち、個人が特定でき、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人は、いずれも、申立期間において第3種被保険者としての加入記録が存在することから、申立人だけが申立期間のすべてについて第1種被保険者であったとするのは不自然であり、第3種被保険者として厚生年金保険料が給与から控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和37年8月1日から39年10月1日までの期間について厚生年金保険第3種被保険者であったと認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和34年10月20日から37年8月1日までの期間については、上述の厚生年金保険被保険者種別が変更された者22人のうち9人が、いずれも「18歳未満の者はC作業員となることができなかった。」と供述しており、このうち6人は、「会社や先輩から、その旨の説明があった。」と供述しているほか、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所で第1種被保険者であったことが確認でき、当該事業所のE課F係に勤務していたとの供述が得られた者も、「年少者は経験も無く、C作業は危険を伴うので、労働基準法に基づき、18歳未満の者をC作業所で作業させることは無かった。」と供述している上、被保険者名簿によれば、上述の被保険者種別が変更された者22人、及び申立期間において当初から第3種被保険者として資格取得した者32人において、18歳未満で第3種被保険者となった者はいないことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち生存

及び所在が確認された者二人に照会したものの、回答があった一人は、「私は、申立期間には当該事業所に勤務していなかった。」と供述しており、申立人の勤務状況については確認することができなかった。

さらに、上述の厚生年金保険被保険者種別が変更された者 22 人のうち、照会に対する回答があった 11 人のうち 4 人から、「申立人を知っている。」との供述が得られたものの、これらの者は、いずれも「申立人が C 作業員となった時期までは記憶していない。」と供述しており、申立人が申立期間のうち昭和 34 年 10 月 20 日から 37 年 8 月 1 日までの期間において当該事業所で C 作業員として勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人は、D 業年金基金が保管する D 業年金基金 C 作業員・G 作業員名簿において、申立人の C 作業所勤務期間に申立期間が通算されている旨の記載があることを根拠として、「入社当初から C 作業員であった。」と主張するが、同基金に照会したところ、「当基金の設立は昭和 42 年であるため、当該名簿が何に基づいて作成されたかは不明であるが、当初は G 作業員として採用された者が、その後 C 作業員となって退職した場合、すべての勤務期間が退職時の被保険者種別（第 3 種）として記載されることがあったと考えられる。」と回答している上、上述の被保険者種別が変更された者 22 人のうち、照会に対する回答があり、かつ、同名簿において勤務記録が記載された 5 人のうち 2 人については、自身が G 作業所で勤務していたと供述し、かつ、当該事業所の被保険者名簿により、第 1 種被保険者期間であったことが確認できる期間についても、同名簿ではいずれも C 作業所勤務期間と記載されていることが確認でき、これは、同基金の回答を裏付けるものであることを踏まえると、同名簿における勤務期間の記載は、必ずしも実態を反映していなかったものとするのが妥当であり、ほかに申立人が、申立期間のうち昭和 34 年 10 月 20 日から 37 年 8 月 1 日までの期間において、当該事業所で C 作業員として勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によれば、当該事業所は昭和 51 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険第 3 種被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が 39 年 10 月 1 日を第 3 種被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 8 月から 39 年 9 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年6月1日まで

昭和46年6月1日にA社C事業所D支所から同社本社に転勤を命じられ、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和46年6月1日付け転勤辞令、及びB社による「当社が保管する資料によれば、申立人は、申立期間においてA社C事業所D支所に継続して勤務していたことが確認できる。」との回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社C事業所D支所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社企業年金基金が保管する同基金の加入員記録は社会保険事務所の記録と合致しており、事業主が申立人の厚

生年金保険被保険者資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、同基金及び社会保険事務所の双方がこれを同年4月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和31年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年2月から同年7月までは4,000円、同年8月から31年7月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月20日から31年8月10日まで
昭和28年10月9日から31年8月9日まで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年10月9日から31年8月10日までA社において、B業務に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、30年2月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は、当該事業所を退職した時期及び経緯について、「A社は、C社のB業務などを行う会社であった。このため、A社に在籍中から、C社に移りたいと思っていたところ、当時、私がD分野を行っていた関係でC社D部の関係者から誘いを受け、昭和31年8月10日にA社からC社E事業所に転職した。C社は、大きなF事業の会社であり、G作業員については入社と同時に厚生年金保険に加入させており、A社の退職時期は、C社E事業所に転職した前日の31年8月9日である。」と具体的に供述している。

また、A社の同僚からは、「A社のH作業所で申立人と一緒に勤務していた

が、申立人はC社E事業所に転職すると言って、A社を退職した。その後、私も、昭和32年5月8日にA社からC社E事業所に転職した。」との供述があり、オンライン記録によると、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、C社E事業所の同被保険者資格取得日と一致しており、申立人の主張と符合する。

さらに、C社E事業所の同僚からは、「申立人と同時期の昭和31年8月10日にC社E事業所に入社した。私はI分野関係で採用され、申立人はD分野関係で採用されており、同じJ関係の採用であった。」との供述があり、当該同僚の供述も申立人の主張と符合する。

これら同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和31年8月9日までA社に勤務していたことを認めることができる。

加えて、A社の当時の社会保険事務担当者は、「A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。一度、厚生年金保険に加入したら、途中で被保険者資格を喪失させるような取扱いは行っていなかった。」と供述している。

その上、申立人がA社の同僚として名前を挙げた同職種の同僚2人のうち1人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において継続して厚生年金保険に加入している上、残りの一人は申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているものの、その4か月後に同被保険者資格を再取得していることが確認できるほか、この同僚は、「A社を途中退職したことは無く、4か月の厚生年金保険被保険者の欠落期間中継続して勤務し、同社H作業所でB業務に従事しており、在職中、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があることは、今回、年金記録確認第三者委員会事務室からの照会があるまで知らなかった。入社当初から継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたのを覚えており、被保険者記録の欠落期間中も厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年齢の同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、同年2月から同年7月までは4,000円、同年8月から31年7月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和30年2月20日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年2月から31年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を昭和44年7月から同年10月までは6万円、同年11月から45年6月までは9万2,000円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年7月31日まで
② 昭和44年7月31日から45年7月1日まで

昭和26年3月13日から61年12月31日までの期間、A社に継続して勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間①については厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については標準報酬月額が低額であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和44年7月31日）の標準報酬月額は2万2,000円と記録されているが、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同標準報酬月額は9万2,000円と記録されており、オンライン記録と一致しない

上、当時の標準報酬月額の高等級額（6万円）を超える額が記載されている。

また、申立人と同日（昭和44年7月31日）にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人の同被保険者資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録によると、いずれも当時の標準報酬月額の高等級額である6万円と記録されているが、被保険者名簿によると、これら同僚二人の標準報酬月額は、それぞれ6万8,000円及び10万円と記録されており、申立人と同じくオンライン記録と一致しない上、当時の標準報酬月額の高等級額（6万円）を超える額が記載されている。

さらに、「厚生年金保険法の改正にかかる標準報酬の改定準備について」（昭和44年6月18日庁文発第4-927号）によると、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）の昭和44年12月の施行により、同年11月から標準報酬月額の高等級が6万円から10万円に引き上げられることを受けて、同年7月1日から同年10月31日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得する者のうち、標準報酬月額が高等級の6万円と決定された者は、被保険者名簿に資格取得時の標準報酬月額（6万円）を記載すると同時に同年11月に適用となる引き上げ後の標準報酬月額も記載することとされている。一方、被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和44年7月31日）にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和44年7月31日）の標準報酬月額が、44年11月の引き上げ後の標準報酬月額と同額が記載されていることから、社会保険事務所では、同被保険者資格取得時の標準報酬月額について最高等級の6万円と記載すべきところを誤って、同年11月の引き上げ後の標準報酬月額を記載したと推測される。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人がA社B支店に異動となる前に勤務していた同社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失時（昭和44年3月）の標準報酬月額は、当時の最高等級である6万円と記録されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所では、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和44年7月31日）の標準報酬月額について、厚生年金保険被保険者名簿に当時の最高等級額である6万円と記載すべきところを誤って、引き上げ後の標準報酬月額である9万2,000円と記載した上、当該記録をオンライン記録に入力する際に再び誤って2万2,000円と入力したものと考えられることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、昭和44年7月から同年10月までは6万円、同年11月から45年6月までは9万2,000円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における、上記1の訂正後の標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月25日から同年4月1日まで
昭和43年4月1日にA社に入社して以来、継続して勤務していた。

申立期間は、同社C支店から同社B支店に転勤した時期であるが、厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社D本社から提出された申立人に係る在籍証明書により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年3月25日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和47年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社C事業所）における厚生年金保険被保険者記録は、昭和49年4月1日資格取得、51年7月16日資格喪失となっているが、この記録は、申立人の記録ではないと認められることから取り消すことが必要である。

また、申立人のA社における資格取得日は昭和49年4月1日、資格喪失日は54年12月26日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から50年7月までは6万4,000円、同年8月から51年7月までは7万2,000円、同年8月から52年8月までは8万円、同年9月から53年9月までは9万2,000円、同年10月から54年9月までは9万8,000円、同年10月から同年11月までは10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から54年12月26日まで

A社には、昭和49年4月1日から54年12月25日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間については、同社のD部E係で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間等に関するB社C事業所からの回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和49年4月1日から54年12月25日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における健康保険被保険者記号番号は*、厚生年金保険被保険者記号番号は*とされ、被保険者資格取得日は昭和49年4月1日、同資格喪失日は51年7月16日である

ことが確認できる。

一方、*の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者氏名は、申立人と同姓同名（読みが同じ）であるが、申立人と別人である者の氏名になっていることが確認できる上、当該事業所では「申立人と同姓同名（読みが同じ）の社員が昭和51年7月15日に退職していたことが社員名簿から確認できる。」と回答しており、この同日に退職した者が*に記載されている被保険者と同一人であることが確認できる。

また、同原票によると、申立人の当該事業所における健康保険被保険者記号番号は、*、厚生年金保険被保険者記号番号は*とされ、被保険者資格取得日は昭和49年4月1日、同資格喪失日は54年12月26日であることが確認でき、同記録は、現在、オンライン記録の基礎年金番号の記録に未統合となっており、被保険者が特定できないものになっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において申立人の基礎年金番号に厚生年金保険被保険者記号番号を統合した際に、同姓同名（読みが同じ）の申立人とは別人の被保険者記録を統合したことが認められることから、この記録を取り消し、事業主は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を昭和49年4月1日に取得し、54年12月26日に資格喪失した旨の届け出を行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る未統合の記録から、昭和49年4月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から50年7月までは6万4,000円、同年8月から51年7月までは7万2,000円、同年8月から52年8月までは8万円、同年9月から53年9月までは9万2,000円、同年10月から54年9月までは9万8,000円、同年10月から同年11月までは10万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和50年1月15日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月12日から同年7月1日まで
昭和50年1月ごろ、A社が設立された際、入社した。

その時に一緒に入社した他の社員は、厚生年金保険被保険者資格取得が同年1月からになっているのに、私だけが同年7月からになっていた。年金記録が抜けていた申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る「退職証明書」(写し)に勤務期間が記載されていること、同社が提出した昭和50年3月31日現在の「組織図」(写し)に申立人の氏名が記載されていること、及び申立期間当時、同社に勤務していたことがオンライン記録から確認できる複数の同僚が「申立人は昭和50年1月から継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間のうち50年1月15日から同年7月1日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び上述の「組織図」(写し)に名前があった者のうち、申立期間当時、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる13人に照会したところ、10人から回答が得られたが、そのうち申立人と同様に他社から転籍した

ことが確認できる7人が「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、オンライン記録からもその事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社が提出した「退職証明書」(写し)では、申立人の勤務開始時期が昭和50年1月15日であることが確認できることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同日とすることが妥当である。

また、当該期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により、昭和50年1月にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している8人については、いずれの者も同年1月から7月までの間、標準報酬月額が変更されていないことが確認できること、及び申立人の同社における同年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで

私は、昭和39年から45年まで家業であるA業の手伝いをしていた。私が車に父親を乗せてB町役場に行き、国民年金保険料を納めていたことを覚えている。父親が亡くなったため、母親に確認したところ、3人分の国民年金保険料を同役場で納付していたことを母親が覚えていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は自分の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により、昭和44年11月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、41年11月から42年9月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までは過年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親から過年度納付に係る話を聞いた記憶が無いと述べている上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年4月まで

私は、昭和45年11月に婚姻し、その時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。婚姻した翌年の正月に、A社に勤めていた夫から年金の重要性を説かれたので、46年4月ごろ私自身がB市C区役所の窓口に行き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、昭和46年4月から1年間か2年間ぐらいいは集金人が自宅に集金に来た際に、私自身が3か月分ずつ納付していたが、その後は、D郵便局の窓口で納付書に現金を添えて3か月分ずつ納付し、49年10月にB市E区に転居してからは、自宅近くの郵便局か金融機関の窓口で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料月額については、昭和46年から47年までは500円ぐらい、48年から49年までは1,000円から1,500円ぐらい、50年は3,000円ぐらい、51年は4,000円ぐらい、52年は6,000円ぐらい、及び53年は8,000円ぐらいであったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続時期について、「昭和45年11月に婚姻した翌年の正月に、夫から年金の重要性を説かれたので、46年4月ごろ私自身がB市C区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、B市C区役所が開設されたのは、同市が区制を施行した昭和47年4月1日であり、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、その周辺被保険者の状況調査により、昭和53年5月ごろであると推認でき、そのころに国

民年金の加入手続が行われたものと考えられるが、その時点において、申立人は任意加入被保険者であることから、申立期間の国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人が述べている昭和 50 年以降の国民年金保険料月額については、当時の保険料額と約 3 倍程度相違している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から43年11月まで

父親が、私の国民年金の加入手続を行い、A事業所（現在は、B事業所）の父親名義の預金口座から口座振替又は同事業所職員の集金により、申立期間の保険料を姉（次女及び三女）の分と一緒に定期的に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親自身は、国民年金制度施行当初の昭和36年4月から国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していること、ii) 申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付も行っていたとされる申立人の二人の姉（次女及び三女）は、35年10月に国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立期間のうち、申立人と同居していたとされる期間（次女は39年5月、三女は40年11月にそれぞれ婚姻するまでの期間）の保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、二人の姉（次女及び三女）はいずれも、「父親から妹（申立人）の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったか聞いた記憶が無い。」としている上、国民年金手帳について、「婚姻後、自分の国民年金保険料を納付していた父親から受け取り、現在も所持している。」としているが、申立人は、「申立期間当時、見たことも無く、婚姻後も父親から受け取っていない。」と述べていることから、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行わなかった可能性を否定できない。

また、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認できない。

さらに、申立期間は 60 か月と長期間であり、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、私の父親が私の国民年金への加入手続及び保険料納付を行ってくれていたことを、私が大学を卒業する平成3年3月ごろに父親から電話で聞いたことを記憶している。

私の父親は、A町職員を経て当時A町B職に就いていたことから、国民年金制度についてよく理解していたはずであり、実際に私の祖母の国民年金についても、祖母が60歳を過ぎてから制度発足時の昭和36年4月まで^{さかのぼ}遡って加入させ、その祖母が60歳に到達するまでの期間について国民年金保険料を納付した事実があることから、一人息子である私の国民年金について何もしなかったとは考え難い。

また、A町C局とA町役場は同一敷地内にあり、私の父親は、各種金融機関よりもA町役場D課で私の国民年金保険料を現金払いしていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立人の父親が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずであると主張しているが、申立人の父親は既に死亡しており、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況を確認できない。

また、申立人は申立期間当初、E市で住民登録されていることから、申立人の父親が居住するA町で申立人の国民年金への加入手続を行うことはできない。

さらに、E市は、当時の国民年金保険料の収納について、「当市内に本支店のある金融機関で行っていたが、郵便局では取り扱っておらず、また、他市町村への収納依頼も行っていなかったため、A町において、当市の納付書での現金納付はできなかったと思われる。」と回答している。

加えて、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金に加入したのは平成12年11月であり、それ以前に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、自身の国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から57年4月までの期間及び58年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から57年4月まで
② 昭和58年6月から60年3月まで

私は、昭和53年1月に会社を退職して健康保険証が使えなくなったので、すぐにA市B区役所で国民健康保険への加入手続を行ったところ、職員から国民年金も併せて加入しなければならないと説明されたため、国民健康保険と国民年金の両方の加入手続を行い、この後は、申立期間を含めて両方に加入して保険料を納付していた記憶がある。

昭和53年1月以降、国民年金と厚生年金保険の保険料を交互に納付していたこともあって、それぞれの加入時期や手続等についてはよく覚えていないが、健康保険証が使えないと妻子が困るので、お金が無くても国民健康保険料及び国民年金保険料は必ず併せて納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社退職後の昭和54年5月に厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧^{あいまい}であり、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和53年1月14日、被保険者資格喪失日が同年6月12日と記載されているが、当該記録は、オンライン記録と一致している上、A市の昭和53年度（昭和53年6月以降）から57年度までの国民年金被保険者名簿に申立人の記録が無いことから、申立期間①は国民年金の未加入期間であった

ものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 6 月の会社退職後、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が 59 年 2 月 1 日と記載されているほか、健康保険の被保険者原票によると、申立人は、会社退職後の 2 年間は健康保険の任意継続被保険者となっており、A 市の国民健康保険加入記録では、申立人が国民健康保険に加入したのは 60 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立人の主張とは一致しない。これらのことから、申立人は、申立人の妻が国民年金に加入した同年 6 月ごろに加入手続し、国民年金の被保険者資格を 59 年 2 月までさかのぼって取得したものと推認できるが、申立人及びその妻は、加入手続した記憶が無いとしている。

また、国民年金保険料の納付方法について、申立人は、昭和 54 年 12 月の婚姻後は申立人の妻に納付を任せていたとしているが、その妻は、夫婦別々に納付していたとするなど、当時の状況が不明である。

さらに、申立期間②のうち、国民年金に再加入した昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの期間は、申立人及び申立人の妻の保険料は未納となっている。オンライン記録により、申立人は 60 年 7 月 8 日に、申立人の妻は 60 年 8 月 5 日に、それぞれ社会保険事務所（当時）が納付書を作成した記録が確認できることから、当時、夫婦共に申立期間の保険料に未納があったものと推認できるが、申立人及びその妻は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 3 申立期間は合わせて 58 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金保険料の納付を免除してもらうためA市B区役所に行き、C課の窓口で免除申請した。申請は口頭で行い、学生証の提示や書類の記載は求められなかったが、これで手続は終わったものと思っており、その後も市役所から何も指示が無く、免除の更新手続の通知も無かった。

また、平成7年3月にA市からD市へ転居する時には、A市B区役所のC課で申請免除の解除手続をしようとしたが、担当者から転入先のD市で手続するよう指示された。

私は、自分で行った手続に落ち度は無いと思っているので、申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭で国民年金保険料の学生免除を申請したとしているが、申立期間当時、申立人が居住していたA市の学生免除手続は、免除申請書類に必要な事項を記載の上、学生証の写し、国民年金手帳及び本人又は親元世帯の所得が分かる証明書を添付して申請する必要がある、口頭による免除申請は受け付けていないことから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間について、申立人は国民年金の加入手続をした記憶が無いとしており、A市の国民年金被保険者名簿に申立人の記録が無いこと、さらに、社会保険事務所（当時）においても、国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無い上、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は申請免除を受けることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書の本人控等）が無く、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に勤務していた期間であり、厚生年金保険の標準報酬月額が22万円となっているが、当時の給与額は約24万円であったので、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和62年2月28日となっているが、同社には同年2月28日まで在籍していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間②を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、C社に勤務していた期間であり、厚生年金保険の標準報酬月額が19万円となっているが、当時の給与額は約26万円であったので、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失時(昭和62年2月)の標準報酬月額は22万円であることが確認でき、また、昭和62年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料から、61年12月及び62年1月の厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額の22万円に見合った保険料であることが確認できる。

また、当時の同僚で現職の人事担当者は、「被保険者報酬月額算定基礎届は時間外手当も含めて報酬月額を届け出るので、残業時間の多少により標準報酬月額が1等級上下することはよくあることである。」と供述しているほか、申立期間①について、オンライン記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚13人の、昭和57年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時から平成元年10月の標準報酬月額の定時決定までの期間における標準報酬月額の推移は、申立人と同様に、13人全員が標準報酬月額の等級が申立期間①及びその前後において上下していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移が不自然であるとまでは言えない。

さらに、当該事業所は「当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。」と回答している。

加えて、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の推移は、オンライン記録と合致しており、同名簿に不自然な記録の訂正等の形跡は見られず、申立期間当時加入していたA社厚生年金基金（当時）の標準報酬月額の推移とも一致している。

その上、オンライン記録において、昭和61年10月の定時決定後、同年12月までの間に申立人の標準報酬月額の改定がなされた記録も確認できないことから、被保険者報酬月額算定基礎届により61年10月からの標準報酬月額が22万円と決定され、22万円に見合った厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたものと考えることが自然である。

このほか、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料も無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、同僚提出の給与支払明細書により、厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できるところ、i) A社から提出された申立人に係る「昭和62年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料には、同年2月分厚生年金保険料が計上されていないこと、ii) 同年2月27日付けの「給与精算明細書」では、雇用保険料のみ控除され、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において資格喪失日が同年2月28日と届けられていること、iv) 申立人から提出されたD厚生年金基金連合会（現在は、E企業年金連合会）が発行した申立人に係る「年金支給義務承継通知書」の厚生年金基金加入期

間は、厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 57 年 4 月 1 日から同資格喪失日である 62 年 2 月 28 日まで、実期間が「58 か月」と記載されており、同年 2 月は加入期間となっていないことから判断すると、当該事業所は、同年 2 月 28 日を資格喪失日として届け出ており、同年 2 月の厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。

また、当該事業所の当時の給与担当者は、「昭和 62 年 2 月 28 日は土曜日であったため、退職手続は同年同月 27 日に行った。厚生年金保険料は翌月控除であるため、退職時に精算する給与から当月分の保険料を控除することとなるが、同年同月 28 日厚生年金保険被保険者資格喪失の退職者は 2 月分の厚生年金保険料を精算した給与から控除していない。」と回答しているところ、昭和 62 年 2 月 28 日に資格喪失している同僚のうち回答が得られた同僚 4 人のうち 1 人は、「昭和 62 年 2 月 28 日は土曜日で休日であったため、前日の同年 2 月 27 日に退職に関する説明と退職の手続をしたと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所において昭和 62 年 2 月 27 日に離職していることが確認でき、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（離職の翌日）の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社の代表取締役は、「申立人の入社時の給与は、当時の初任給よりも少し高い給与額で決めたように記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録によると、昭和 61 年から 62 年にかけて当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 26 年から 42 年生まれの同僚 17 人の資格取得時の標準報酬月額は、新規取得者 12 人が 12 万 6,000 円から 16 万円、資格再取得者 5 人が 14 万 2,000 円から 17 万円の範囲で決定されており、それらと比較しても申立人の資格取得時の標準報酬月額は 19 万円と高い金額となっており、代表取締役の供述と符合している。

さらに、当該事業所は「申立人が勤務をしていたことは事実だが、当時の書類は既に廃棄しており、申立人に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除に関しては不明である。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所における申立人の年金記録は、昭和 62 年 3 月 16 日厚生年金保険被保険者資格再取得、標準報酬月額は 19 万円と記録されていることが確認でき、これらの記録が遡及訂正された形跡は無く、社会保険事務所(当時)が行った処理に不自然さはみられない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月4日から同年6月1日まで

前の会社に勤務していた時に、その集金先であったA社B営業所の所長から転職の誘いを受け、社会保険加入等の条件に納得して前の会社を昭和34年3月3日に退職し、翌日の4日に同社に入社し、同社B営業所で37年10月6日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入期間が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した経緯に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社B営業所（厚生年金保険は本社で一括して適用）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、A社は昭和39年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役及び上司である同社B営業所長は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人は、同僚として5人の名前を挙げているが、うち3人は既に死亡しており、他の同僚二人は、「申立人を記憶している。」と供述しているものの、両人の同社B営業所での勤務開始日は申立期間後であると供述しており、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、前述した二人の同僚を含む18人の同僚に照会し、16人から回答が

得られたが、うち11人の同僚は、「当時、所属長の判断によって期間に相違はあるが、男女に関わらず試用期間があったと記憶している。」と供述している上、入社時期の供述が得られた同僚7人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、自身が記憶している入社時期から1か月から5か月後であることが確認できる。そのうちの5人は「厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの試用期間については、厚生年金保険料を給与から控除された記憶は無い。」と供述している。このことから、申立期間当時、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 9 月 20 日から 33 年 4 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された申立期間当時の職場での写真及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 47 年 6 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、他の役員についても所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①中の昭和 32 年 2 月ごろに当該事業所の工場裏庭において同僚 7 人と一緒に写した写真を提出しているが、当該同僚全員が死亡又は所在不明のため、申立人に関する厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について供述を得ることができない上、オンライン記録によると、当該 7 人のうち 2 人は、申立期間①において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下

「被保険者名簿」という。)により、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人に照会し、3人から回答が得られたところ、そのうちの一人は、「申立人と一緒に勤務したが、勤務期間については分からない。また、私自身は、厚生年金保険には入社してしばらくたってから加入した。加入するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と供述しており、オンライン記録によると、記憶している入社日(昭和30年4月)から約2年を経過した昭和32年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、当該同僚は、前述した写真に写っている厚生年金保険の加入記録が確認できない同僚一人について「昭和30年7月ごろ入社した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、その同僚は32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間①当時、当該事業所では、すべての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、何らかの基準により従業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと推測できる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿によると、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②及び③について、申立人の従業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB社C支店(適用事業所は本社で一括適用)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和49年1月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者はいずれも死亡している上、商業登記簿謄本により、当該事業所の清算人であることが確認できた者に照会したが、回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間②及び③当時の上司として二人の名前を挙げているが、二人のうち一人は既に死亡しており、供述を得られた他の一人は「申立人は当該事業所に勤務していたが、申立期間②及び③において勤務していたかどうかは分からない。」としていることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間②については、申立人は、「試用期間中で、厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と供述しているが、被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚8人に照会し、3人から回答が得られたところ、当該同僚3人は「厚生年金保

険には入社してしばらくたってから加入した。この期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と供述しており、被保険者名簿によると、当該3人は入社から1か月以降に厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該事業所では、申立期間②当時は採用と同時に厚生年金に加入させる取扱いをしていなかったことが推認できる。

加えて、申立期間②及び③について、被保険者名簿を確認したが、不自然な訂正箇所等は認められない。

- 3 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間について厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月まで
申立期間については、「A」という名称の事業所で、B職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたとする「A」という名称の事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、当該事業所を管轄している法務局にも同事業所に係る法人登記は見当たらない。

また、オンライン記録によると、当該事業所と類似する「C」という名称の厚生年金保険適用事業所があることが確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無い上、申立人も当該事業所に勤務したことは無いと供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することはできない。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から平成元年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間以前の昭和 58 年 6 月 10 日に同社の取締役を辞任していることが確認できる上、申立期間内の 61 年 12 月 25 日に、同社とは異なるB社の代表取締役に就任していることが確認できることから、これらの記録と申立人の申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所 (xxxx yyy) に該当しなくなっており、63 年 5 月 1 日において、再度同保険の適用事業所 (xxxx zzz) に該当していることが確認できることから、申立期間のうち 60 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 30 日までの期間については、同社が、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 59 年 11 月 1 日に、8 人の同僚が、同社に係る同保険の被保険者資格を喪失しているところ、これら 8 人のうち 4 人は、同社が再度同保険

の適用事業所に該当した63年5月1日に、再度同保険の被保険者となっていることが確認できるが、このうち3人が、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった59年11月1日から再度これに該当した日である63年5月1日までの期間については、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、A社が、再度厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和63年5月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚11人のうち、所在が特定できた8人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人が、「同日以前から同社で勤務していた。」と供述しているものの、同日以前の期間については、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

その上、前述の同僚3人のうち、申立期間当時の社会保険事務及び給与計算事務担当者であった一人は、「申立人は、同社で厚生年金保険には加入していなかったはずであり、申立人に対して、報酬を手渡しあるいは口座振込により支払っていたことは無かったことから、報酬から厚生年金保険料を控除していたことは無かったはずである。また、他の職員についても、同様に、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、給与から同保険料を控除していたことは無い。」と供述している。

一方、申立人は、申立期間内の昭和61年12月25日に、A社とは異なるB社の代表取締役就任していることが確認できるものの、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立人が同社において、同保険の被保険者資格を取得した平成元年5月1日であることから、申立人が申立期間において、同社で同保険の被保険者であったとも考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 5 月ごろまで

昭和 49 年 3 月に A 県の高校を卒業後、同年 4 月に B 市の C 社（現在は、D 社）に入社し、51 年 5 月ごろまで勤務した。雇用保険に加入しており、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は、昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間については、適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立期間当時の事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は申立期間において C 社に勤務していたが、当時は個人事業所のため厚生年金保険には未加入であり、厚生年金保険に加入する昭和 62 年 12 月 1 日までは、厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、C 社が厚生年金保険の適用事業所に該当した当時、在籍していた同僚 4 人のうち、3 人から回答を得たが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 28 日まで A 職助手を経て A 職として B 社 C 支店で勤務した。しかしながら、年金記録では、申立期間の記録が抜けている。給与明細書等の書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が B 社 C 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社 C 支店は平成 10 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所を承継した同社 D 支店に照会したところ、「申立期間当時の資料を保存していないため、申立人が勤務していたか否かについて不明であるが、申立期間当時の厚生年金保険の適用については、雇用形態により適用しない場合もあったと考えられる。」と回答しており、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、申立人から名前が挙がった同僚二人、及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 14 人の合計 16 人に照会し 9 人から回答があり、その中で自身の勤務期間について供述があった 7 人全員が、i) 自身が記憶する入社時期から、2 年から最大で 8 年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii) このうち 4 人は、いずれも「正社員になったころから厚生年金保険に加入した。」と供述していること、iii) これらの者から、申立人が同保険に加入する前の期間において、給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを

踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えられる。

さらに、B社D支店が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失確認通知書により、申立人が昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年5月2日に同資格を喪失していることが確認できる上、この記録は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月から 35 年 4 月まで

A社に勤務していた昭和 29 年 11 月から 35 年 4 月までの厚生年金保険の標準報酬月額とそれに基づく控除額が、自分が記憶している当該事業所から実際にもらった給与額及び控除額より低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和 53 年 1 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の給与額及び保険料控除について確認することはできない。

しかし、申立期間当時の同僚 8 人に対して、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答のあったうち一人は、当時の事業主の長男であり、当該事業所の役員でもあったことから、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び月額変更届（以下「基礎届等」という。）を保管しており、提出された基礎届等によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 30 年 10 月は 6,000 円、31 年 10 月は 7,000 円、32 年 10 月は 8,000 円、33 年 8 月及び 34 年 10 月は 1 万円であることが確認できるところ、この金額は健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立期間当時、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「申立期間の私の給与は 7,000

円か8,000円と記憶している。申立人は私より年下であったので、私より給与が高いことは無い。」と供述しているほか、申立人及び同僚の被保険者名簿を見ても標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
② 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 6 月 21 日まで

昭和 43 年 6 月 20 日にA社に入社し、51 年 6 月 20 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険に未加入となっている。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、オンライン記録により、昭和 51 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業登記簿謄本により、59 年 12 月 2 日に解散していることが確認でき、同謄本に記載されている当時の事業主に照会したが、既に死亡しているため、申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人は、両申立期間当時における厚生年金保険事務担当者の名前を挙げているが、当該事務担当者については、連絡先が判明しないため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、申立人が両申立期間において一緒に勤務していたとして名前を挙げた3人の同僚は、いずれも申立人のことを記憶しているが、「申立人の勤務期間については分からない。」としており、その勤務実態等に関する供述が得られない。

2 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録により、昭和 49 年 1 月 31 日に離職し、同年 6 月 21 日に被保険者資格を再び取得していることが確認でき、これは、オンライン記録及び健康保険厚生年

金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）及び同被保険者資格取得日の記録と一致している。

- 3 申立期間②について、上記1で記述のとおり、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険加入の状況が確認できない上、当該事業所が、昭和51年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A社の被保険者資格を喪失した昭和51年1月21日に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和51年1月以降、国民年金に加入し、申立期間②のうち51年4月及び同年5月は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、上記1で申立人が名前を挙げた同僚3人のうちの1人は、「A社は昭和51年3月に倒産しているので、倒産後の会社で厚生年金保険に加入していないのは当然のことと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、両申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち連絡先が判明した5人に照会したところ、回答があった一人は、申立人を記憶していたが、「申立人の勤務期間等については記憶が無い。また、私は昭和51年1月に会社を辞めたが、これ以前から同社の経営状態が良くなかったと思う。」と供述している。

- 4 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 26 日から 47 年 2 月 26 日まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間より前の昭和 40 年 3 月から 43 年 12 月までの期間については脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給していないにもかかわらず、47 年 12 月 27 日に支給済みとなっていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立てに係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 51 年 2 月まで
昭和 47 年 11 月から 51 年 2 月までの期間、A 社(現在は、B 社)に勤務し、C 作業を担当していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立期間に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 49 年 11 月 18 日に被保険者資格を取得し、51 年 3 月 31 日に離職していることが確認できることから、申立期間のうち、当該期間は申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の関係資料が残っておらず、確認できない。」との回答があり、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、事業主の妻(監査役)に照会したところ、「申立人については、当社の事務所が昭和 49 年春に移転した後に採用した記憶がある。また、申立人については、雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険に加入させていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚で連絡先が判明した 7 人に照会したところ、申立人を知っていると回答があったのは 3 人で、このうち 2 人は「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述しており、申立期間当時、社会保険等の事務を担当していたとする者は、「申立人が採用されたのは昭和 47 年ではなく、49 年 11 月である。会社の事務所を昭和 49 年春に移転し、同年秋に申立人の採用面接をしたこと

を覚えているので間違いない。また、当時厚生年金保険には正社員などを加入させていた。作業員などは厚生年金保険に加入させず、日雇健康保険及び雇用保険に加入させており、申立人も同様であったと記憶している。給与から雇用保険と日雇健康保険の保険料は控除していたが、厚生年金保険料を控除していた記憶は無い。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について、脱退手当金を支給済みとなっている。しかし、申立期間については、厚生年金保険に加入していたという記憶も無く、脱退手当金の制度も社会保険事務所（当時）の所在地も知らなかった。脱退手当金を請求したことも無いし、受け取った記憶も無いのに受け取ったと記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額は、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和21年10月21日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間後に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別の番号が新たに付番されていることが確認でき、脱退手当金を受給したために、記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 31 年 4 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 32 年 4 月ごろから同年 11 月ごろまで

申立期間については、A社に期間雇用として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がすべての申立期間において、A社に期間雇用として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、平成 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本の記録により同年 8 月 6 日に解散していることが確認できるため、当該事業所の代表清算人に照会したところ、「会社関係者に確認したが、申立期間当時の関係資料は何も残っておらず、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、申立人が当該事業所で期間雇用として一緒に勤務していたとする同僚一人も、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該同僚に照会したところ、「昭和 30 年 6 月ごろから同年 12 月ごろまで期間雇用として申立人と一緒に勤務していた。私も当該勤務期間について厚生年金保険の加入記録はないが、当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と述べている。

さらに、前述の同僚のほか申立人は姓のみを記憶している同僚 10 人を挙げているため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したとこ

ろ、申立期間において、申立人が挙げた姓と同姓で当時の年齢がほぼ一致する者が6人確認でき、このうち所在が確認できた5人に照会したところ、回答があった4人のうち3人は共に、「正社員として勤務し、入社時から厚生年金保険に加入していたが、期間雇用の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と述べている上、他の一人は、「昭和32年5月から正社員として勤務し、入社時から厚生年金保険に加入していた。入社ときに申立人は期間雇用として勤務していた記憶はあるが、当時、期間雇用は厚生年金保険には加入していなかったはずである。」と述べており、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

一方、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者8人に照会したところ、回答があった4人のうち2人は共に、「昭和30年に臨時雇用として採用されたので、入社当時は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。厚生年金保険には常用雇用となった31年から加入することになった。」と述べている。また、他の一人は、「昭和30年1月から同年6月まで期間雇用として勤務し、31年2月からは正社員として勤務していた。厚生年金保険には正社員になったと同時に加入したが、期間雇用として勤務していた期間は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該同僚は、昭和31年2月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、期間雇用として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、すべての申立期間当時、当該事業所では、期間雇用を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人がすべての申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 21 日から 58 年 3 月 1 日まで
昭和 57 年 8 月 8 日から 60 年 4 月 30 日までの期間、A 業務技術者として B 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B 社は、昭和 62 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、当該事業所において継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる 10 人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認された 6 人に照会したところ、回答があった 3 人は、「申立人は A 部に所属し、申立期間も継続して勤務していた。」と述べているものの、被保険者原票には、申立人が昭和 57 年 12 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険被保険者証を返納し、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得したことが記載されている。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人が当該事業所において昭和 57 年 8 月 9 日に短期雇用特例被保険者として被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日の離職後に特例一時金を受給し、58 年 3 月 1 日に一般被保険者として再度資格を取得していることが確認でき、被保険者原票で確認できる資格喪

失日（離職日の翌日）及び再度の資格取得日の記録と合致している。

加えて、被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、申立人と同様に昭和57年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得している者が10人（申立人を含まず。）確認できるところ、オンライン記録により生存及び所在が確認された6人に照会し回答が得られた4人のうち3人は、「私は、C業のD職等の仕事をしており、冬期間は勤務していなかった。」と述べており、そのうちの二人は、「毎年冬期間は健康保険の任意継続被保険者になっていた。」と述べている上、社会保険事務を担当していたとする者は、「D職等の期間雇用の者は、勤務している時は厚生年金保険に加入し、冬期間に勤務をしていない時は厚生年金保険には加入しておらず、健康保険の任意継続の手続や雇用保険関係の手続も会社が行っていた。A業務技術者であり正社員である申立人が申立期間に健康保険の任意継続をしていることや失業保険の給付を受けている理由は分からない。」と述べている。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 12 月 1 日まで
申立期間は、月額 22 万円ぐらいの給与であったと記憶しているが、年金記録は低く記録されている。A社に入社したのは、昭和 62 年 4 月であるが、会社が厚生年金保険の加入手続を数か月後に行ったことにより、それまでの保険料が会社負担となるため、申立期間の標準報酬月額を低く変更したと思う。当時の保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無いが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は、平成 16 年 2 月 29 日に解散していることから、当時の代表取締役等に照会したところ、「申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる当時の資料は残されていない。」と述べていることから、申立期間における申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所の担当者は、「当該事業所に関しては、被保険者の資格取得時には残業代も見込んで標準報酬月額を届け出ている。また、給与台帳を必ず確認し健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を届け出ており、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届についても要件に合えば届け出ているが、当時の書類は残されていないため、申立人の給与額及び保険料控除額の確認はできない。」と述べている。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった

ことがオンライン記録により確認でき、所在が確認できた 13 人に照会し、回答が得られた 9 人のうち 3 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）は、「申立人とは同時期に入社し、厚生年金保険には数か月後に^{さかのぼ}遡って加入したが、厚生年金保険料の控除については分からない。」と述べており、厚生年金保険の加入時期については申立人の主張を裏付ける供述を行っているものの、このうち二人が所持する申立期間の一部の給与明細書等を確認したところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれ、オンライン記録と一致しており、申立人と同様に、厚生年金保険の加入手続が入社から数か月後に^{さかのぼ}遡って行われた者について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料の控除は行われていないものと判断できる。

加えて、当該事業所において昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる者が所持する同年 4 月から 63 年 4 月までの給与明細書を確認したところ、i) 厚生年金保険料の控除は同年 8 月から開始されていること、ii) 厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額と当時の保険料率により算出した保険料額と一致するか低い額であること、iii) 標準報酬月額の変更は、給与額の変更に基づき適切な時期に行われていることがオンライン記録の標準報酬月額の推移により確認できる。

以上のことから判断すると、当該事業所における社会保険事務所（当時）への「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」等の届出は、従業員の給与額に基づき適切に行われていたものと考えられ、前述の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所の担当者の供述とも一致しているとともに、厚生年金保険料の控除についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額より高い保険料の控除が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、前述の同僚及び他の同僚からもこれをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間については、A社に正社員として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の業務内容及び自身の仕事内容について詳細に記憶しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料が残っていないことから、申立人が入社したかどうか確認できない。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人及びその同僚の一人が当該事業所において事務を担当していたとする者に照会したが、「私は会計事務をしていたので、社会保険事務を担当していた者については分からない。」と述べている。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は違う。」と述べており、このうちの一人は、「入社後すぐに社会保険に加入するということは無かった。」と述べているところ、当該複数の同僚は、それぞれ、自身の記憶する入社日から、3か月から1年8か月後に同保険の被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる上、申立人が当該事業所で自分と同じ仕事をしていたとする者の中にも当該事業所における同保険の加入記録が確認できない者が存在することを踏まえると、申立期間当時、事業主は従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和9年4月1日から27年9月1日まで
昭和17年1月の結婚以前からA商店に勤務していた。

昭和19年8月に戦争のため入隊し、23年8月に戦地から帰還した後、再びA商店で30年11月1日までB職として勤務していた。当時の給与明細書、厚生年金保険料の控除等を示す書類は残っていないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和9年4月1日から17年5月31日までの期間については、労働者年金保険法（昭和17年6月施行）に基づく労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。

また、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年5月31日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人の妻が、「申立人は、当該事業所においてC職であった。」と述べていることから判断すると、労働者年金保険の適用を受けない職種であった期間であると認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日から27年8月31日までの期間については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間であることが確認できる。

加えて、当該事業所に照会したところ、「前社長が平成 18 年 1 月に死亡しており、労働者名簿等も保管されていないことから、昭和 9 年から 30 年当時の資料が無く、申立人に関することは分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した日（昭和 27 年 9 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 9 人のうち、所在を特定できた 3 人に照会したところ、回答があった二人は、「申立人は、私が勤務していた期間には、D 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入状況等は分からない。」と述べており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

申立期間はA省B局C事業所D支所に臨時職員として勤務し、E職に従事していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、当該事業所は政府管掌健康保険のみの適用事業所であるため、厚生年金保険の加入記録は無いとのことであった。国の機関である当該事業所が、当時、厚生年金保険の適用を受けていなかったというのは社会保険事務所の作り話であり、社会保険事務所から提供された当該事業所の台帳も、私が申し出てから作ったものである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、申立期間当時、社会保険の適用事業所としてのA省B局C事業所は、昭和29年4月1日から政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けたものと、同年5月1日に政府管掌健康保険のみの適用を受け、43年4月1日から厚生年金保険の適用を受けたものの二つが存在したことが確認できるが、申立人の氏名は、後者の、申立期間においては政府管掌健康保険のみの適用を受けていた事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）だけに記載されていることが確認できる。同被保険者名簿は、「健康保険の番号」欄に番号の記載がある一方で、「厚生年金保険の記号番号」欄にはすべての被保険者について番号の記載が無く、かつ、「昭和30年4月21日書替」の記載により、申立期間当時作成されたものであることが確認できるため、申立人のA省B局C事業所での被保険者記録は、政府管掌健康保険のみに係るものであると認められる。

一方、A省F局G事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであるため、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかったが、A省F局から提出されたH事業に従事する労務者に対する健康保険法等の適用に係る関係通達によると、健康保険及び厚生年金保険の加入対象者について、「労務者処遇規程による期間労務者で、共済組合に加入し得ない労務者を加入の対象とする。」と規定されている一方で、「厚生年金保険については、労務者に対し、保険法の趣旨徹底を図り、その上で加入希望者がある場合につき加入手続を取ること。」と規定された上、同規定の注書きにより、「強制加入については健康保険、厚生年金保険同時に加入することになるが、任意包括加入については随意である。」とされていることから、当時、A省B局事業所については、厚生年金保険が強制適用となるものと、同保険の適用を受けるために、勤務する作業員の2分の1以上の同意が必要である任意包括適用となるものがあったことがうかがわれ、前述のA省B局C事業所に係る政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用状況を踏まえると、当時、A省B局C事業所では、社会保険の適用を受けるに当たって、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用を同時に受けるものと、政府管掌健康保険のみ適用を受けるものの二つの適用事業所を設け、A省B局事業所に勤務する作業員に係る社会保険の適用については、配属先、業務内容、厚生年金保険加入に係る同意の有無等の区分により、作業員ごとに、政府管掌健康保険及び厚生年金保険に同時に加入させる者と政府管掌健康保険にのみ加入させる者とに分けて判断していたものと考えるのが妥当である。

また、申立人は、A省B局C事業所D支所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、申立人と同様にA省B局C事業所で政府管掌健康保険のみの被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、A省B局C事業所D支所で勤務していたと供述する者4人を含む7人から回答があり、このうち一人は、「申立人とは、ほぼ同時期に同じE職として一緒に勤務していた。」と供述しているものの、同人及び他の6人から、当該事業所において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、A省B局C事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、回答があった4人は、いずれもA省B局C事業所D支所に勤務していたと供述しているものの、このうち申立人を知っていると供述する一人は、「当時、A省B局C事業所D支所には二つのグループがあり、それぞれ事務所のようなものがあったが、私と申立人は異なるグループに所属していた。」と供述しているほか、他の3人はいずれも女性である上、供述があった

業務内容もI職又はJ職であることから、これらの者は、いずれも申立人とは立場が異なっていたものと考えられ、ほかに申立人が、A省B局C事業所において厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「国の機関であるA省B局事業所は、当然、国が作った制度である厚生年金保険、政府管掌健康保険及び雇用保険のすべての適用を受けているはずであり、厚生年金保険だけ適用を受けていなかったというのは社会保険事務所の作り話である。また、仮に厚生年金保険の適用を受けない者がいたとしても、それは短期臨時職員であり、私は長期臨時職員であったので、厚生年金保険の適用を受けていたはずである。」と強く主張するが、上述の関係通達によると、当時のA省が、A省B局事業所に勤務する作業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたものではなかったことは明らかであるほか、厚生年金保険に加入させるか否かを短期臨時職員か長期臨時職員かで判断していたことをうかがわせる規定も無く、この一方で、A省が、申立期間後に、A省B局事業所に勤務する作業員に係る厚生年金保険の強制適用又は任意包括適用の範囲を具体的に定めた通達関係によれば、A省B局事業所本所の作業員及びその他の事業所等の事務関係作業員並びに事業関係の常用作業員以外は任意包括適用となることが規定されており、短期であるか長期であるかにかかわらず、臨時作業員は強制適用の対象とはならない取扱いであったことが確認できる。

なお、厚生年金保険の適用事業所であったA省B局C事業所の被保険者名簿においては、上述のとおり申立人の氏名に該当は無く、一方、同名簿において政府管掌健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年秋ごろから 60 年秋ごろまで

申立期間はA市B区にあったC社に勤務し、D業務やE業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の当時の事業主であった者（以下「事業主」という。）が保管する申立人の出勤簿により、申立人が、昭和58年12月6日から59年9月29日まで当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、事業主に照会したところ、「C社は、厚生年金保険の適用を受けていなかった。」と回答しており、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける供述は得られなかった上、同人も、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、事業主が保管する申立人の昭和58年12月分から59年9月分までの給与支払明細書によれば、申立人が、当該期間において国民健康保険料及び雇用保険料を給与から控除されていた一方で、厚生年金保険料については給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 学院を卒業後、昭和 50 年 4 月 1 日に B 社に新卒で採用され、52 年 3 月まで C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社において一緒に勤務していたとする同僚のうち複数の者、及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、いずれも、「申立人は、D 職関係の専門学校を卒業し、昭和 50 年 4 月に新卒で採用された。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社の当時の事業主に照会したところ、「申立人については記憶が無く、当時の資料も保存していないが、当時は採用してから厚生年金保険に加入させるまで様子を見ることがあったかもしれない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、生存及び所在が確認された者 3 人に照会したところ、このうち E 専門職であったと供述する者は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、自身が記憶する採用時期から 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、C 職であったと供述する他の一人は、被保険者原票によると、自身が記憶する採用時期から 2 か月後又は 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確

認できる上、「採用されてすぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している一方で、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該同僚4人のうち、申立人が同期採用であったとする者一人については、生存及び所在が確認できないが、当該事業所に係る被保険者原票によると、同人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和50年7月1日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したところ、回答があった5人のうち4人は、当該事業所に係る被保険者原票によると、自身が記憶する採用時期から1か月後又は2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、このうち3人は、「採用されてすぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している一方で、当該被保険者4人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち一人は、「昭和51年7月にB社に採用され、厚生年金保険には同年9月から加入したが、私が保管している当時の給与明細書によると、採用後2か月目の同年8月にいったん社会保険料が給与から控除され、その後返還されたことを示す記載が確認できることから、厚生年金保険に加入する前の期間においては、同保険料は確かに給与から控除されていなかった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから 34 年 6 月 1 日まで
昭和 30 年 4 月に A 社が運営する B 高等学校（定時制）に入学し、31 年 4 月ごろから 34 年 5 月 31 日まで、A 社 C 工場で D 業務等に従事していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容、及び B 高等学校の卒業生名簿において、申立人と同級生であったことが確認できる A 社 C 工場における複数の同僚の供述から判断すると、時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中において当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社本社は、「当社の C 工場は、申立期間当時の年金加入者名簿を保管しているが、同名簿には申立人の名前は記載されていない。また、B 高等学校は既に廃校となっており、申立人の勤務実態を確認できる資料は残されていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、「B 高等学校の生徒のほとんどが、当該事業所に勤務していた。」と供述しているが、B 高等学校の卒業生名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B 高等学校の申立人の同級生 27 人（申立人を除く。）のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は 6 人のみとなっており、残り 21 人は同保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上記の同級生 6 人のうち、連絡が取れた 3 人は、一人が「B 高等学校に入学と同時に当該事業所に正社員として採用され、E 職として勤務した。」と供述している上、残り二人は「当該事業所には、期間の定めのある常備臨時工

として採用され、仕事の内容はF業務を担当する事務職であった。」と供述しており、いずれも申立人とは勤務形態及び業務内容が異なっている。

加えて、申立人と同様に、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない複数の同級生は、「B高等学校に在学中、学校を通じて当該事業所に日々雇いの期間雇用として勤務したが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無く、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

A社には、昭和 41 年 1 月 10 日に採用され、厚生年金保険にも採用と同時に加入していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

同社に勤務していた期間は、給与の手取額が変わった記憶が無く、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 41 年 5 月撮影と記載された社員旅行の写真（写し）から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 54 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 9 人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認され所在の判明した 5 人と、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 16 人の合計 21 人に照会したところ、10 人から回答が得られたが、全員が「申立人のことは記憶に無い。」と供述し、いずれの者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な供述は得られず、そのうちの 4 人は「試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述している。

さらに、前述の社員旅行の写真に写っている者で、申立人が名前を挙げてい

る同僚9人のうち2人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できず、同名簿により名前の確認できた7人のうち2人は、写真撮影時期より後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和40年7月1日資格取得の整理番号*番から申立人の名前が記載されている41年10月1日の*番までの整理番号に欠番が無い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和8年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和25年9月1日から30年8月31日まで

申立期間について、A市のB社構内にあったC社及びD社に勤め、E事業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してもらいたい。なお、昭和24年ごろから30年ごろまでの間に、1回か2回年金手帳をもらった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の供述から判断すると、申立期間においてA市のB社構内のC社及びD社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと申し立てているC社及びD社については、オンライン記録により確認したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても、商業登記が確認できず、事業主等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、二人の同僚の名前を挙げているが、このうちの一人は所在不明であるため、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができず、他の一人は当該事業所について、「零細企業であり、厚生年金保険の適用は無かったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も当該保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。